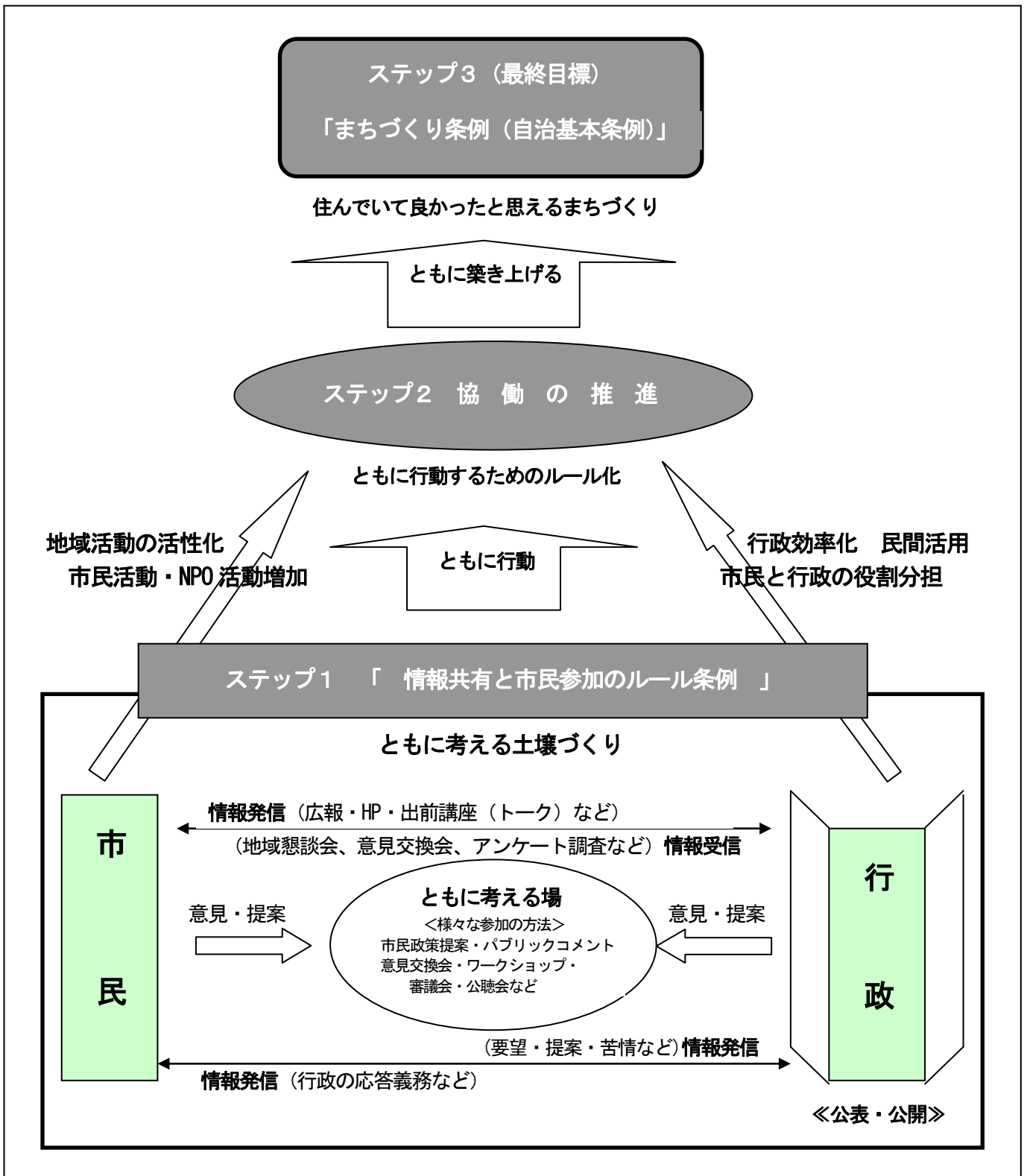


< 富良野市まちづくりルール策定の全体イメージ図 >



市民の参加を保障します

情報共有と市民参加 ルール条例

この条例は

住んでいて良かったと実感できるまちを

市民と市がともに考えともにつくりあげていくことを目的に

情報共有と市民参加について具体的なルールを定め

市民の声を“市の仕事”に反映させるためのものです



◇ 問い合わせ先 ◇

富良野市 市民生活部 市民協働課

電話 39-2311 FAX 23-1313

電子メール shiminkyoudou-ka@city.furano.hokkaido.jp

平成 17 年 7 月 1 日 施行



情報共有と市民参加のルール

ルール条例のあらまし ～基本的な考え～

市民は、まちづくりのオーナー！

市民の声を“市の仕事”に反映させる

市民に情報を積極的に提供し、ともに情報を共有する
いろんな市民参加の方法で、市民参加の機会をつくる

多くの市民の意見から、富良野のために何が良いのか、
あらゆる角度から検討し決める

検討した結果は、広く市民に知らせる
できること、できないこと(できない理由)を公表

情報
共有

情報は市民のもの



市民がまち
づくりのオ
wnerだか
ら、あたり
前だよ。

市が持っている情報(市の仕事に関する情報はもちろんのこと、直接的には市の仕事ではなくても、市民生活に係わることで市が知っている情報)は、すべて市民のものであることを基本に、積極的に情報を提供し、情報を共有します。※ただし個人情報等に関する事以外です。

市民
参加

市民参加の対象(市の仕事)

市民の意見を取り入れるため、決まる前に意見を言うんだね。



- ① 市の計画をつくる・変更するとき
- ② 条例・規則をつくる・変更するとき (市民が負担する料金や、市民の権利・義務・役割を決める条例・規則)
- ③ 市の施設を建設・改修するとき
- ④ 行政指導の内容を決めるとき
- ⑤ 市が法人に100万円以上出資するとき
- ⑥ その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等

市民参加の方法



参加しやすい方法を選ぶね。参加しやすい開催時間や託児の配慮も忘れずに！

- (A) 市民政策提案 (B) パブリックコメント (C) ワークショップ
(D) 意見交換会 (E) 審議会等 (F) 公聴会 (G) その他(アンケート等)



市民の目！☆ギラギラ☆

公表と公開

公表の方法(場所)

- ◇ 行政情報コーナー(市役所1階)
- ◇ 文化会館 図書館 山部・東山支所
- ◇ 広報紙 ◇ホムペ-ジ
- ◇ その他(新聞・ラジオ等へ依頼)

評価と改善

市民参加制度調査審議会設置

市民が市民参加の状況をチェック！制度の改善

市民参加の方法 ～具体的に説明～

市民参加の方法って、どんな方法？カタカナ文字が多くて、よくわからないから、具体的に説明してよ。

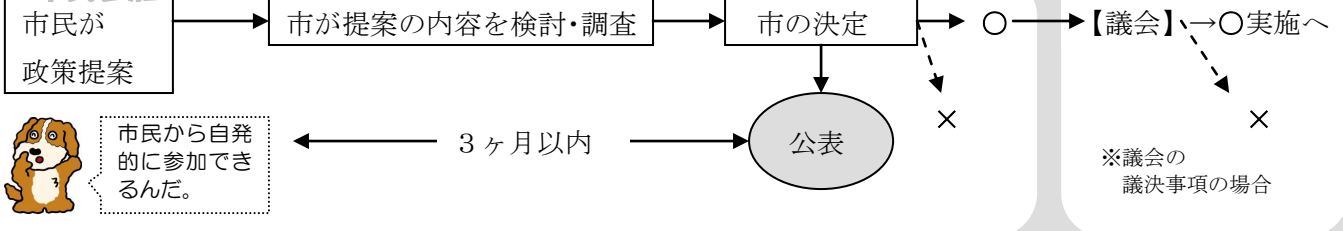
下図の説明だと、いつ参加するのかわかるね。参加の時期は、市が市の仕事を企画から決定するまでの間だね。



(A) 市民政策提案手続

市民が自主的に政策を提案する方法。あるいは、市が市民に対して政策提案を募集し、市民が提案する方法。
※政策とは、目的達成（課題解決）のための具体的な手段

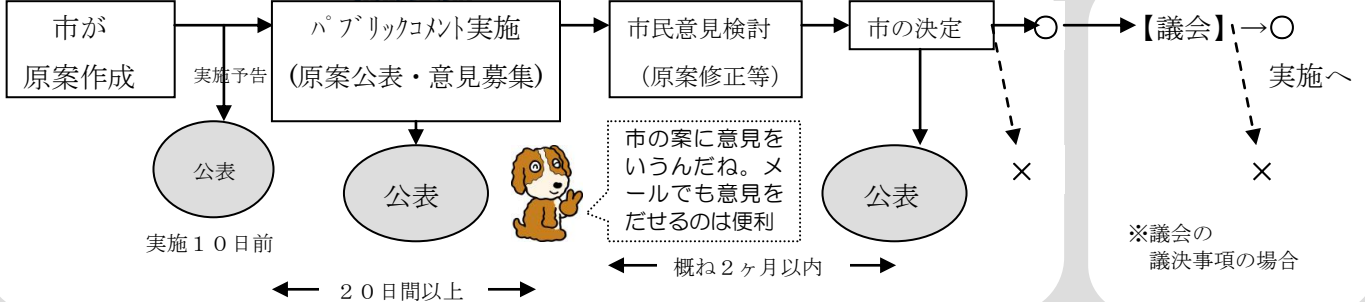
市民参加



(B) パブリックコメント手続 (市民意見提出手続)

市が作成した原案に対して、市民が意見を出す方法。出された意見により、原案を修正したり、修正しないときは、その理由（意見に対する市の考え）を広く公表。

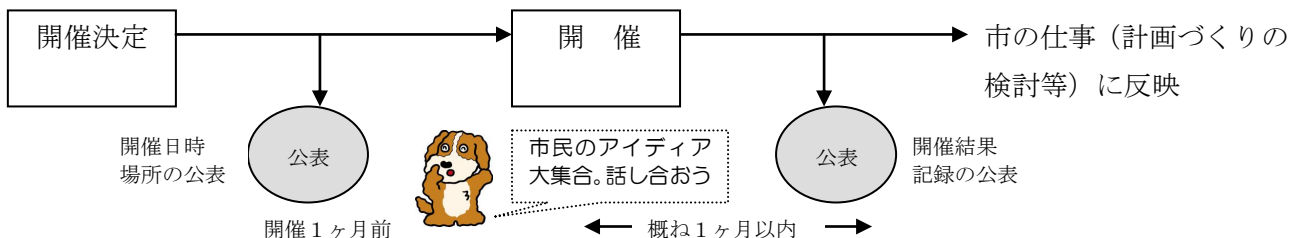
市民参加



(C) ワークショップ (D) 意見交換会

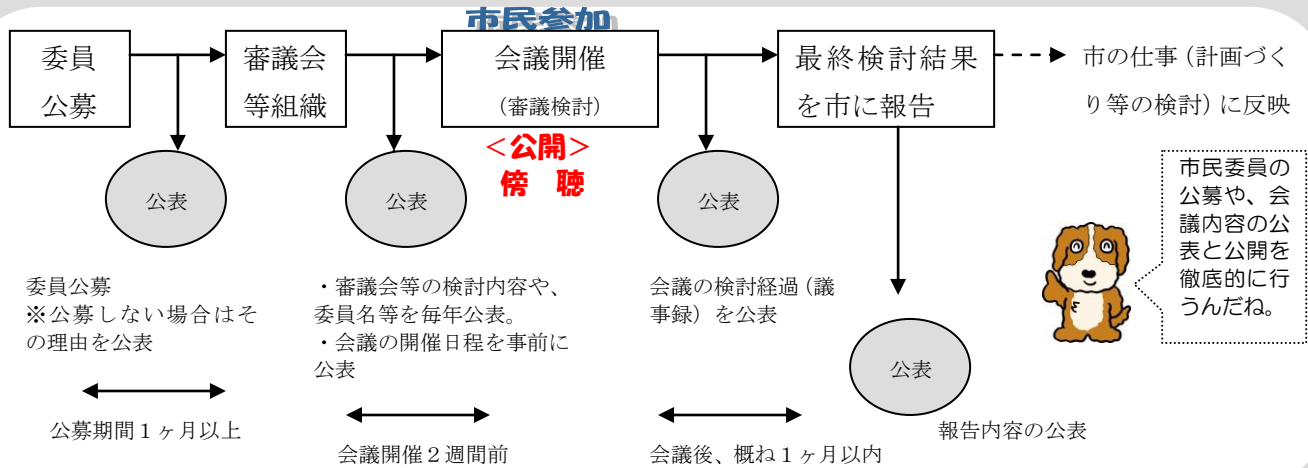
市民と市、あるいは市民同士の自由な話し合いにより、課題を解決するための方向性を見出す方法。※ワークショップは、早い時期からじっくり一緒に考えつくりあげる方法。意見交換会は、一定人数の市民と双方向で話し合う方法。

市民参加



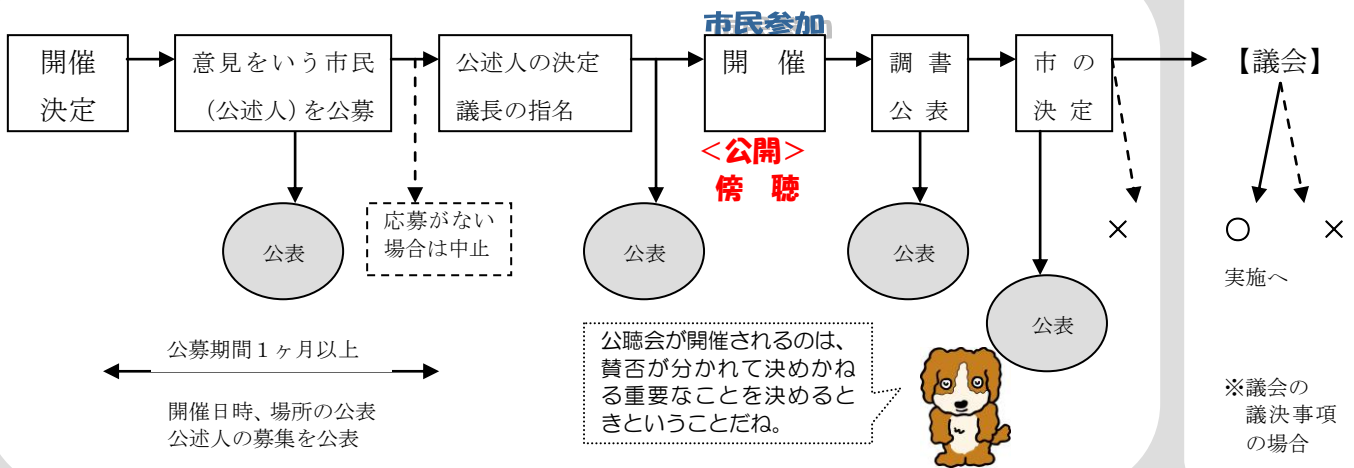
(E) 審議会等

市から特定の課題について、意見を求められたり、審査や調査を依頼された〇〇審議会、〇〇委員会、〇〇協議会、〇〇懇談会、〇〇検討会議などの委員として、参加し意見をいう方法。

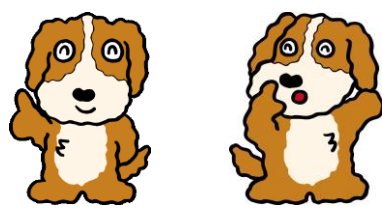


(F) 公聴会

市の仕事を決定する場合、賛成と反対の両方の意見があり、双方の意見を直接聴く必要があるときに開催される公聴会に参加し意見をいう方法。



みんなで沢山の意見を出して、その中から富良野のために一番いい方法を考えていかないとね。市民みんなで、まちづくりのこと考えていこう！



市民参加を行う事業等の一覧を、毎年事前に公表してくれるんだって。市役所の仕事の進め方も、変わるな～って感じがするね。

富良野市情報共有と市民参加のルール条例 説明資料

富良野市 市民生活部 市民協働課

平成 17年7月

平成 21年4月改正

ルール条例の基本的な考え

- <目的> (第1条)
- あるべき姿 住んでいて良かったと実感できるまち
 - めざすべき目標 . . . 市民と市がともに考えともにつくりあげるまちづくりの実践
 - 目標達成の手段 . . . 情報の共有と市民参加の手続きのルール化

< 基本原則 > (第3条)

情報は市民のもの

(積極的な情報提供・共有)

市民の意見を反映

(効率化も配慮)

市の説明責任

(企画決定過程のわかりやすい説明)

情報の共有

情報共有が市民参加の基本

- * 広報誌 * ホームページ
- * 市民説明会 * 市民講座 (出前講座)
- * その他 (コミュニティ FM ラジオなど)

市民参加手続

市民参加手続の方法

- * 市民政策提案手続
- * パブリックコメント手続
- * ワークショップ
- * 意見交換会
- * 審議会等
- * 公聴会
- * その他 (アンケートなど)

市民参加手続の基本的な考え

○ 誰が？（参加主体）

「市民」

（市民とは市内に住む人、働く人、学ぶ人、市内に事務所等を有する法人又は団体）

○ いつ？（参加時期）

「企画～決定」までの間。市民の意見を反映できる適切な時期。

○ どんなことに？（参加対象）

「市の仕事」

⇒

資料1
参照

○ どんな方法で？（参加方法）

◆ 市民政策提案手続

⇒

資料2
参照

◆ パブリックコメント

◆ ワークショップ

◆ 意見交換会

◆ 審議会等

◆ 公聴会

◆ その他

○ 公表・公開の原則

< 応答責任の明確化 >

「会議録（検討過程・検討結果・結果の理由）の公表」

「会議の原則公開」

※ ただし、個人のプライバシー等に係わること等は公表しません。

○ 参加しやすい環境づくり

「開催日時等の設定へ配慮」

「託児の実施」

市民参加手続をする「市の仕事」とは

(第 5 条)

- ① 市の計画の策定と変更・・・ 総合計画、地域福祉計画などをつくるとき変えるとき
- ② 条例・規則の制定と改正・・・ 市民が負担する料金の額や、市民の権利・義務・役割を決める条例・規則をつくるとき、変更するとき
- ③ 施設の建設・・・・・・・・・・・・ 市の庁舎や学校、道路などの規則で定める施設や総事業費 5000 万円以上の施設をつくるとき、建設計画を変えるとき
- ④ 行政指導の内容決定と変更・ 道路の幅員を市が独自に設定するなどの行政指導を行う場合、その行政指導の内容を決めるとき、変えるとき
- ⑤ 法人への出資・・・・・・・・・・・・ 第 3 セクター設置などの法人へ 100 万円以上の出資するとき
- ⑥ その他市民の関心が高い・市民生活に大きな影響のある市の仕事
・・・・・・・・ 市の功労者の決定、団体への補助を決定するときなど

市民参加手続の「方法」とは

(第 6 条)

- ① 市民政策提案手続 市民が自ら市に対して政策を提案することで参加する方法
- ② パブリックコメント手続 . . . 市の原案に対して意見を提出して参加する方法
- ③ ワークショップ 自由な論議で市民意見の方向性を出すことで参加する方法
- ④ 意見交換会 市と市民又は市民同士の自由な意見交換に参加する方法
- ⑤ 審議会等 審議会等の検討組織に市民委員（公募含む）として参加する方法
- ⑥ 公聴会 対立する意見等を公開の場で聴くこと（述べること）で参加する方法
- ⑦ その他 市民アンケート、公募・アイデア募集、モニター制度、縦覧による
意見書など上記①～⑥以外の方法で、より効果的な参加の方法

※この他「市民からの要望・苦情等」についても、この条例の目的に合うものは市民参加手続と同様に扱う。

ルール条例の実効性を確保（実践を通じた市民参加）

<管理体制>

市民参加制度調査審議会の設置（第33条）

- ・ 市民参加の状況を毎年チェック（評価）
- ・ ルール条例の改正（自主的な条例改正も提案可能）
- ・ 組織構成 11人

学識経験者・団体推薦者・公募市民（4人以内）・市職員（2人以内）

任期は2年3期まで 男女比率4割（男女いずれも4割を下回らない。例：男6：女5）

<状況報告>

（第10条）

（第34条）

「今年度の市民参加予定事業」と「前年度の市民参加の結果」を公表

<制度の見直し>

（第35条）

随時見直しをかける「育てる条例」として、制度の改善を図る

制定後3年ごとに制度の見直しを実施